

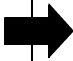
函館市保育所における保育に関する条例の一部改正（案）について （保育の必要性）

1 保育の必要性の認定

子ども・子育て支援新制度では、従来、保育所入所判定と一体化していた「保育に欠けること」の認定を、入所判定とは独立した手続きとして行い、「保育の必要性」の認定をした上で、給付する仕組みとなる。

保育の必要性の認定に当たっては、次のとおり「事由」（保護者の就労、疾病など）と「区分」（保育標準時間、保育短時間の2区分）について、国が認定基準を設定する。

（1）事 由

現行の「保育に欠ける」事由 （児童福祉法施行令27条）	 新制度における「保育の必要性」の事由 （国の基準案）
○ 以下の <u>いずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること</u> ① 昼間労働（常態） ② 妊娠、出産 ③ 疾病、負傷、障がい ④ 同居親族の常時介護 ⑤ 災害復旧 ⑥ 前各号に類する状態	○ 以下の <u>いずれかの事由に該当すること</u> ※ <u>同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能</u> ① 就労 ② 妊娠、出産 ③ 保護者の疾病、障がい ④ 親族の介護・看護 ⑤ 災害復旧 ⑥ <u>求職活動</u> ⑦ <u>就学</u> ⑧ <u>虐待やDVのおそれがあること</u> ⑨ <u>育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</u> ⑩ 前各号に類する状態

(2) 区 分

- ・ 保育標準時間（11時間程度）
両親とも、フルタイムで就労する場合、またはそれに近い状態
- ・ 保育短時間（8時間程度）
両親の両方または、いずれかがパートタイムで就労する場合、またはそれに近い状態

2 改正する条例

「函館市保育所における保育に関する条例」を一部改正する。

※ 現制度では、保育に欠ける事由について、市町村が政令に定める基準に従い条例で定めることとされており、当市は「函館市保育所における保育に関する条例」により基準を規定している。（児童福祉法第24条第1項）

3 本市における条例改正の考え方

新制度における保育の必要な事由について、国の基準（案）と同様とする。